

日教組香川  
2024.8



発行所 日教組香川教職員組合  
〒760-0008 高松市中野町15-24  
佐藤ビル1F  
TEL 087-802-1640  
FAX 087-802-1642  
URL <http://www.jtu-k.com/>  
E-mail [jtukagawa@circus.ocn.ne.jp](mailto:jtukagawa@circus.ocn.ne.jp)  
発行人 嶋村太伸  
毎月1日発行

猛暑の中



しばし蝉の鳴き声を

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない  
全国で一番なかまの多い日教組香川へ

日教組香川は、なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合 執行委員長 片山元久」に対して、「日教組香川」の名称不使用の裁判を起こしました。まず、昨年11月21日、高松地裁で、なりすまし団体に対して「日教組香川」を含む名称を使ってはならないと判決がでました。その後、なりすまし団体は高松高裁に控訴しましたが、今年4月28日に、控訴は棄却されました。「日教組香川三観地区教職員組合」は全く日教組香川とは関係のない団体です。ご注意ください。

日教組香川

HP



日教組

公式LINE





# 7.18 日教組中央委員会 働き方改革をさらに進めよう

日本教職員組合は第167回定期大会を7月18日に開催しました。全国各地から100人を超える中央委員が参加し、当面の取り組みを決定しました。

なお、日教組香川からは、嶋村川執行委員長が中央委員として参加し、討論で、ここ近年毎年10人以上の組合員は増えて、組織として元気が出ているという香川の現状を報告しました。



梶原日教組委員長の団結ガンバロー



嶋村日教組香川委員長

中央委員会冒頭、梶原中央執行委員長あいさつでは、はじめに1月に発生した能登半島地震において災害関連死を含めてお亡くなりになられた方、被災者のみなさまへ、お悔やみとお見舞い、全国連帯での災害救援カンパのとりくみや各ブロックか

ら連合ボランティアへの参加協力への御礼、今後始まる日教組独自教育支援ボランティアへの協力を呼びかけました。

また、特に、今年は子どもの権利条約、国内批准から30年の節目の年、子どもの権利条約の理念を再確認し、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」を、目の前の子ども一人ひとりに照らし合わせ、権利保障の観点から再点検しなければならぬと述べました。

さらに、日教組の重点方針になっている学校の働き方改革については、中教審特別部会「審議のまとめ」の報告内容は、不十分であり現場の長時間労働は解消されず、教職員のいのちと健康がないがしろにされ、子どもたちのゆたかな学びの保障も難

しくなっていることを危惧するとともに、現在とりくんでいる「学校の働き方に関する意識調査」への協力を呼びかけました。

また、もう1つの重点である組織拡大・強化についての課題、組合の必要性等について伝え、分会の中で信頼と共感によってなかまを増やしていくこと、女性参画率を高めていくことについて述べました。

討論では、「子どもの権利条約」を生かした授業実践や学習会・平和教育の実践、教員不足の現状、病休者や離職者が増えている現状、学校の働き方改革、組織拡大・強化、休暇制度等の権利拡大、女性参画・ジェンダー平等、日政連議員の重要性などが全国の参加者から報告されました。



日比谷公園大音楽堂

## 公務員連絡会

# 2024人勸期7.24中央行動 給与の大幅引き上げを

7月24日、猛暑の中約2,000人が結集し、「公務員連絡会2024人勸期7.24中央行動」が行われました。日比谷公園大音楽堂での中央決起集会の後、デモ行進と人

事院交渉支援行動に分かれてシュプレヒコールをあげました。日教組からは茨城県教組青年部長が決意表明をしました。また、日教組香川からは、沢地書記長が参加しました。



人事院前

集まったみんなの熱気が天に届いたかのように突然の雷と雨で、スタートとなりました。音楽堂いっぱい全国の公務員のなかまたちが団結し、給与引き上げや働き方改革を進める決起集会に、日教組香川から参加しました。まだまだ進まない働き方改革や縮まらない民間との給与差についてのあいさつ後、人事院前に移動しました。中で行われている交渉団を後押しするべく2000人近くで声を上げたシュプレヒコールはかなりの迫力がありました。最後に交渉報告がありました。詳しい内容は後日となりました。今の働き方改革の流れを止めてしまわないためにも、なかまを増やし、力を合わせて声を上げる必要性を再確認しました。



## 7.2 県人事委員会独自交渉 教職員の超過勤務時間を数値で報告を

7月2日、日教組香川は、香川県人事委員会（委員長 平尾敏彦）と独自交渉を行いました。今回は、5月29日に五者共闘で行った交渉（日教組香川6月号参照）を踏まえ、重点6項目に絞って要求しました。

特に、昨年の報告では、教育職員に関しては、「その勤務時間を客的に把握し、業務の適正化や効率化などに向けた取組を進めることが必要である。」を追加し、「こうした中、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を『在校等時間』として、勤務時間管理の対象とするため、教育委員会では、条例・規則の整備等を行い、令和2年4月に県立学校教育職員の『時間外在校等時間』の上限を原則月45時間としたところである。しかしながら、昨年度の状況を確認したところ、月によって、その人数割合に変動はあるものの、時間外在校等時間が月45時間を超えて者が恒常的に見られ、県立高等学校（県立中学校を含む。以下同じ。）、市町立学校等（小・中学校。以下同じ。）のいずれに

おいても、特に4月から6月までの期間は連続して、その人数の割合が5割を超えている状況である。また、そのうち最も多かった月では、県立高等学校で6割弱、市町立学校等では8割超えとなる月もあった。」と報告しました。

しかし、報告及び勧告の資料では、教員の時間外在校等時間の具体的な数値が掲載されていません。「2020年1月15日総務省通知2.勤務時間管理について」にあるように、県人事委員会が、必要な調査や検査を行い、教育職員の時間外在校等時間を数値で報告するよう強く求めました。

以下、重点6項目です

- 1 「2020年1月15日総務省通知」の「2.勤務時間管理について」にあるように、学校現場において適正な勤務時間管理の確保を徹底されるよう、必要な調査や検査を行い、教育職員の超過勤務時間を数値で報告すること。
- 2 管理職員による、法令に基

づく厳格な勤務時間管理を徹底し、教育職員の常態化した長時間勤務を解消させる責務があることを報告すること。

- 3 学校現場で働くLGBTQ+や障がいのある教育職員が働きやすくするための職場環境の改善などをすすめるよう報告すること。
- 4 長期不妊治療休暇の日数に関しては、厚生労働省の「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりマニュアル」にあるように生殖補助医療では、女性の通院が12日必要なことから、当面、12日に延長するよう報告すること。
- 5 ハラスメント対策として、十分に、任命権者が調査、対応できない事案に関しては、苦情相談として、紛争解決に向け、人事委員会が積極的な役割を果たすこと。
- 6 職場復帰プログラムの運用に関しては、個々に応じた柔軟な対応を行うよう報告すること。

## 7.3 人事院四国事務局交渉 公務員の処遇改善を!

7月3日、香川県公務労協（議長 大熊正樹（自治労））は、人事院四国事務局と、今年度の人事院勧告に関して交渉を行いました。

各産別共通として、

- 民間賃金実態を正確に把握し、全ての職員の賃金を積極的に引き上げること。
- ワーク・ライフ・バランスを確保するため、公務における年間総労働時間1,800時間体制を確立することとする。

○公務における女性の登用について、「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、一層の女性の採用・登用と職域拡大に積極的に取り組むこと。

等々を要求しました。

また、嶋村日教組香川委員長からは、

○公務における働き方改革を着実にするため、学校現場においてはより一層勤務時間の正確な把握に努めてほしい。

### 香川県公務労協とは

香川県公務公共サービス労働組合協議会の略称。県内の日教組、自治労、全水道、全農林、四国国税、全財務、林野労組、国交労組、政労連が集まる協議体。議長は、大熊正樹自治労県本部委員長

○学校現場における勤務時間の中に、持ち帰り仕事の時間も含めた把握をしてほしい。

○香川県の人事委員会は、教職員の勤務時間を報告していない。各県ごとに、教職員の勤務時間の正確な把握をするよう、本省に伝えてほしい。と要求しました。

## 人事院勧告、県人事院勧告に向けて



## 香川県議会質問

米田県議(立憲・市民派ネット)に対して  
県教育長「学び合い支え合うことができる環境づくりを」米田県議  
(立憲・市民派ネット)

6月24日、香川県議会6月定例会で、米田晴彦県議(立憲・市民派ネット)が、代表質問をしました。6項目の中の1つとして「カリキュラムオーバーロードの解消について県教育長から、「多様な価値観を認め合い、そして、学び合い支え合うことができる環境づくりに力を尽くす」と答弁を引き出しました。

米田県議「カリキュラムオーバーロードの解消」について伺います。

みなさんはマインドセットという言葉をご存知でしょうか。私もつい最近知った言葉ですが、固定された考え方や物事の見方のことで、日本の教育界は固定された無意識の思考に陥っている、それを変えないと日本の教育は良くならないというのです。

例を挙げます。永らく続いてきた高校野球の坊主頭、坊主頭にする事で、髪型が野球の強さに影響するかどうか考える必要がなくなる、思考停止するというのです。昨夏の甲子園における慶応高校の活躍で、この思考停止は少し解かれたように思いますが、「これしかない」という考えが教育界全体を覆いつくしているというのです。

教育現場を覆う重苦しい空気、教師のなり手がいない、不祥事の続発、子どもたちも先生も学校が面白くない、どう打開していけばいいのでしょうか。

フィンランドの教育が素晴らしいと良く取りあげられます。なのに、日本はそれを一向に見習おうとしていません。フィンランドでは、小学校低学年の授業時間は週20時間、宿題はない、脳を酷使するな、遊びの時間を確保せよと取り組まれているんだそうです。遊べる時間は限られてる、子どものときに遊ばなくてどうする、それでもフィンランドの子たちはバイリンガルに育っています。無理やり英語教育と言って詰め込もうとする日本の現実との違いに驚かされます。時数を確保して詰め込む、でも子どもたちはオーバー、先生もオーバー。日本はすでに世界から置いてきぼりを食らっています。「競争力」が大好きな皆さんにとっては受け入れがたいことだとは思いますがこれがファクトです。日本の教育を改善する早道は今の時数から解放すること、カリキュラムを短縮することを真剣に考えなきゃならないのではないのでしょうか。給食の時間もたっぷりとして楽しい時間にしてあげようじゃありませんか。

日本にもその実践をして成果を挙げているところがあります。「夢見る学校」という映画をご覧になった方なら、お分かりだと思いますが、世田谷の桜が丘中学では宿題をなくした、60年間成績通知表がない長野県伊那小学校、松山市立余土小学校では「通知表選択制」にしました。それでもその子どもたちは、鉤カッコつきの優秀な人間に成長しています。

また、かつて東京大学合格者No.1を獲得した灘中では「奇跡の教室」と呼ばれた橋本武先生の国語の授業が有名でした。3年間、中勘助の短編小説「銀の匙」だけで進め、各界で活躍する人々を輩出しています。

時数をこなすことは必須だという思考停止、マインドセットを解いて、どうすれば子どもが主体的に物事を考え動き出すようになるのか、世界の実践に目を向けるべきと考えます。

もう一つ排除すべきこと、それは、教育界自身が新自由主義に毒されその価値観を子どもに植え付けようとしていることに気付かなければなりません。アドラーは『今こそ!「嫌われる勇気」』という本の中で、傷み、苦しみ、悩みの源が、他人と上下を比較して競争しなければならぬことに由来していると指摘しています。今風の言葉でいえば「マウントを取りたい」、でも、それに四六時中さいなまれる子どもは決して幸せじゃありません。「学校って幸せになる方法を見つける場所じゃないの?」の問いかけに、ハッとさせられませんか。子どもも先生

も辛い思いをしながら学校に来ている現実があるんじゃないでしょうか。そこを変えずして教育大綱に掲げる目標は達成されないんじゃないでしょうか。能力主義、自己責任、競争原理に飲み込まれてしまってる現実を変えるべきです。

東京都世田谷区の教育大綱を知りました。3年間かけたものだそうで、わずか906文字、全部フリガナのルビをふっている。子どもたちに読んでもらいたいから。子どもが線を引いたのは「子どもは未熟な大人としてくれない」というところだそうです。ここではマインドセットから自由な子どもたちが育っています。

香川県教育大綱は心の育成、道徳教育の充実、自己肯定感・自己有用感の育成、豊かな感性や情操の育成を掲げています。でも、今広がる、学校に行くのがつらい状況下で本当に成し遂げられるのでしょうか。「グローバル人材の育成」ともあります。グローバル企業が国際競争に勝ち抜くための優秀な駒になればほんとにいいのでしょうか。「人材」という言葉自体が人間を手段化した発想に立っていないのでしょうか。どうすれば真に子どもたちを伸ばすことになるのか、現実をよく見るべきじゃないのでしょうか。

教育長は、現在の教員の不祥事つづき、子どもたちも喘いでいる状況下で、どのように教育改革を進めていこうと考えておられるのか、お聞かせください。」

県教育長答弁「教育改革についてであります。現在の教育環境は、各地域における実情に、それぞれ違いはあるものの、少子化や人口減少の進行、過疎化、情報化など家庭や地域をめぐる状況が大きく変化する中であって、不登校児童生徒の増加、特別な支援が必要な児童生徒の増加、ヤングケアラーへの対応など、学校教育を推進していくうえでの課題が多様化・複雑化しているものと認識しております。

この認識のもとで、県教育基本計画に掲げる基本理念である「郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり」の実現に向け、子どもたち一人ひとりが多様な個性や能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていく「自立」と、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に積極的に参画する「協働」、そして自立と協働を通じて、社会の新しい価値や自らの未来を「創造」する力を育めるよう、子どもたちの学びと成長を支えていくこととしております。

その実践にあたっては、教職員を含めた学校現場の状況や一人ひとりの子どもたちの環境などの実情や変容にも意を用い、将来も展望する中で、多くの方々の納得と理解を得られる教育環境はどのようなものなのか、ということについて、常に考え、問い続けることが重要であります。

また、社会制度としての学校の意義や人格と人格が触れ合う中で成長を促す営みである教育の本質を踏まえ、制度として、改める必要があることなどは、国に働きかけ、要望していく必要もあると考えております。

教育は学校教育だけでなく、社会教育も含め、地域社会の公共政策全般に関わる政策分野であり、より良い方向に進めるべく、知事部局、各市町及び市町教育委員会や関係団体などとも連携し、多様な価値観を認め合い、そして、学び合い支え合うことができる環境づくりに力を尽くしてまいります。」

## 高松市議会質問

# 造田市議(市民フォーラム)に対して 市教育長「3分類に基づく14の取組の徹底を図る」



造田市議  
(市民フォーラム21)

6月18日、高松市議会6月定例会で、造田正彦市議(市民フォーラム21)が、代表質問をしました。働き方改革について高松市教育長から、「学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく十四の取組の徹底を図る」等の答弁を引き出しました。

造田市議「2023年4月28日、文部科学省は「教員勤務実態調査」の速報値を公表しました。近年、教員の長時間労働の問題が報じられていますが、ほとんど改善されていないことが明らかになりました。教員不足も深刻です。学校現場が多忙化で「ブラック職場」といわれ、2020年度より時間外在校時間月45時間年360時間以内の「上限ガイドライン」が設けられました。そこでは、客観的な労働時間の把握が必要とされ、高松市内では統合型校務支援システム「Te-Comp@ss」のナビルカロックが導入されています。

そこでお伺いします。

①昨年度、本市小中学校における時間外在校等時間が、月45時間を超えている教職員、また、年360時間を超えている教職員の状況をお聞かせください。

②「上限ガイドライン」が守られるための具体的な方策と措置をどのようにするのかお聞かせください。

次に、働き方改革の今後の見通しについて中央教育審議会「質の高い教師の確保特別会」では「学校における働き方改革のさらなる加速化」として、

・学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に向けて、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく14の取り組みの徹底を図る。

・必ずしも1015単位時間を確保するために週29単位時間の授業を実施する必要はない。

・将来的には、教師の平均の時間外在校等時間が月20時間程度となることをめざす。

・教師が正規の勤務時間の途中に定められた休憩時間を適切に確保できるようにすること。

・「勤務時間インターバル」の取り組みを学校において進めることには大きな意義がある。

・早出遅出勤務やフレックスタイム制度の導入を推進していくことが必要である

・また、「学校の指導・運営体制の充実」として教師の時間外在校等時間が長くなる要因となるため、持ち授業時数が多い場合にはその軽減が必要。

・教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制の整備が必要。

・学校内外との連携・調整機能を充実させるため、「新たな職」を創設。

・事務職員が組織的に業務を処理できるようにする学校共同事務室の設置促進を図る観点から、学校共同事務室には原則として加配を行うなど、事務職員の配置充実を検討。

とあります、以下の点についてお答えください。

①「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく14の取り組みの徹底を図る考えをお聞かせください。

②教師が正規の勤務時間の途中に、定められた休憩時間を適切に確保できるようにする考えをお聞かせください。

③早出遅出勤務やフレックスタイム制度の導入についてお聞かせください。」

高松市教育長答弁「教職員の働き方改革のうち、本市小・中学校における時間外在校等時間が、月四十五時間、年三百六十時間を超えている教職員の状況についてであります。

昨年度における、一か月の時間外在校等時間が平均四十五時間を超えた教職員の割合は、約四十五パーセントであり、一年間の時間外在校等時間が三百六十時間を超えた教職員の割合は、約七十五パーセントとなっております。時間外在校等時間につきましては、徐々にではありますが減少しているところでございます。

次に、「上限ガイドライン」が守られるための具体的な方策と措置についてであります。教育委員会といたしましては、時間外在校等時間の状況が改善されてきているものの、依然として長時間労働が常態化している教職員が見受けられることから、管理職研修会等において業務改善を行うよう指導してきたところでございます。また、令和五年から、校務支援システムを活用し、特に改善が必要な教職員につきましては、教育委員会が把握し、校長を通じて個別に指導するとともに教職員自らも時間外在校等時間を把握することで、各学校においてタイムマネジメントの向上に努めているところでございます。

次に、働き方改革の今後の見通しのうち、学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく十四の取組の徹底を図る考えについてであります。本市におきましては、基本的には学校以外が業務の負担軽減を図るため、令和五年度から学校食費の公会計化や就学援助費の保護者への直接振込など、学校現場における会計業務の縮減を行ってきたところでございます。

また、必ずしも教師が担う必要のない業務として、調査・統計等に係るデータ入力や集計等を、教員業務を支援するスクールサポートスタッフが担ったり、地域ボランティアが昼休みに校内の見守り活動を行うなどの事例も増えてきているところでございます。教育委員会といたしましては、専門スタッフの充実に努めるなど、教職員の負担軽減に向け、更なる取組を進めるとともに、今後も、国や県に対して、教職員定数の改善を要望してまいりたいと存じます。

次に、教師が正規の勤務時間の途中に、定められた休憩時間を適切に確保できるようにする考えについてであります。教職員の休憩時間につきましては、引き続き管理職研修会等におきまして、適切に休憩時間を確保するよう指導してまいりたいと存じます。

次に、早出遅出勤務やフレックスタイム制の導入についてであります。育児や介護など様々な状況を抱えながら、勤務との両立を図ろうとしている教職員が、個々の置かれている状況に応じて、柔軟な働き方を可能としていくことは、重要であると存じます。教育委員会といたしましては、国や県の動向を注視し、早出遅出勤務やフレックスタイム制といった教職員の柔軟な働き方の在り方につきまして、調査・研究してまいりたいと存じます。」



# 授業で使える小技や小ネタ⑤(濃度の問題の教え方)

石原清貴(元小学校教員)

### ・はじめに

令和4年度の学習状況調査の問題に次のような問題がありました。

「りんごの果汁が20%ふくまれている飲み物が500mLあります。この飲み物を2人で等しく分けると、1人分は250mLになります。」(1人分の果汁の割合はどうなるでしょう?)

- 1 飲み物の量が1/2になると、果汁の割合も1/2になります。(約67%)
- 2 飲み物の量が1/2になると、果汁の割合は2倍になります。(約10%)
- 3 飲み物の量が1/2になっても、果汁の割合は変わりません。(約21%) (○)

正解は「飲み物が半分になっても果汁割合は変わらない」ですが、子どもたちの約7割は飲み物が半分になると果樹割合も半分になると答えています。そして正解した子どもが全国で21%としかいないというのは、かなりショックな結果です。

でも、間違うのは当たり前です。なぜなら割合の勉強で濃度は学習していないからです。

濃度は中学校の理科で扱うようになっており、算数で取り上げることはありません。とはいえ、濃度につながる学習はやっています。(但し私立中学校の入試問題ではこの濃度問題は定番の問題として出題されています。)

さて、濃度につながる学習とはどんなものなのでしょう?それは俗に「分布の倍」といわれる問題パターンです。分布の倍といっても聞いたことがない人がほとんどではないかと思いますが、昔から割合の指導は次の操作の倍・関係の倍・分布の倍の3つのパターンがあり、そのパターンに分けて指導するほうがよいとされているのです。

### ・<割合指導における3つのパターンとは?>

#### ・操作の倍(量の変化の程度を倍で表す。)

<昨日5cmだった竹の子が今日15cmになった今日の竹の子は昨日の何倍になった?>

#### ・関係の倍(2つの量を比べ、その関係を倍で表す。)

<ぼくの体重は30kg、父の体重は60kg、父の体重は僕の何倍?>

#### ・分布の倍(全体と部分の関係を倍で表す。)

<公園全体は100㎡、そのうち芝生は30㎡。芝生面積は全体の面積の何倍?>

この3つのパターンの指導手順ですが、「操作の倍」→「関係の倍」→「分布の倍」の順に教えるやり方が分かりやすいといわれています。3パターンの指導法は次の通りです。

### <操作の倍の指導順>

#### ・倍するといくら

5cmの竹の子が翌日その3倍た。何cmになった?

#### ・何倍になった

5cmの竹の子が次の日15cmになった、一体何倍になった?

#### ・初めはいくら

竹の子が昨日の3倍の15cmになった、昨日は何cm?



石原清貴氏

### <関係の倍の指導順>

#### ・倍するといくら?

父の体重は僕の体重30kgの2倍です。父の体重は何kg?

#### ・何倍の関係?

父の体重は60kg僕の体重30kg。父の体重は僕の体重の何倍?

#### ・もとはいくら?

父の体重は僕の体重30kgの2倍です。父の体重は何kg?

### <分布の倍の指導順>(全体に対する部分の割合)ともいう

#### ・部分はいくら?

公園の面積は100㎡で、その0.3倍は芝生です。芝生の面積は何㎡?

#### ・分布の割合は?

公園の面積は100、芝生の面積は30㎡。芝生は公園全体の何倍?

#### ・全体はいくら

芝生の面積は30㎡で公園全体の0.3倍。公園全体の面積は?

残念ながら教科書はこういったパターン分析に基づいた指導方法がとられていません。そのため様々なタイプがアトランダムに出て来て、すっきりと理解できないままになっています。そのため割合がよく分からない事になるのですが改善する気はないようです。

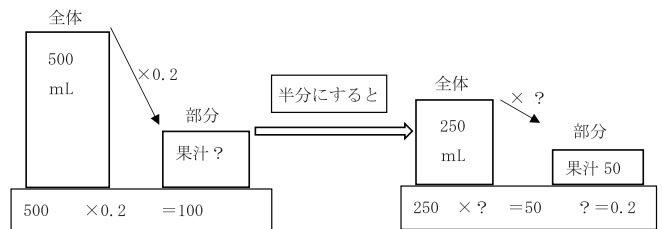
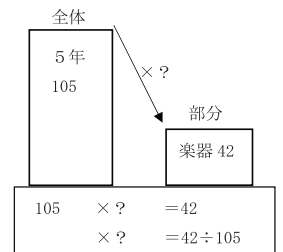
さて濃度ですが、これは分布の倍です。(理科では溶液に対する溶質の割合)と呼ばれています。例えば食塩水200g(全体)がありその中には食塩が20g(部分)溶け込んでいるとします。この時食塩水(全体)に対する食塩(部分)の値(割合)が食塩水の濃度です。

こういった濃度につながる指導は教科書では次のような問題として出てきています。

「5年生105人の内音楽発表会で楽器を演奏した人は42人です。5年生全体の人数を基にしたときの楽器演奏の人数の割合を求めましょう。この考え方が分布の倍です。」

さて「果汁20%のリンゴジュース500mLが半分になった時、果汁割合はどうなるか」は同じ図に表せます。そして次のようにして解決します。

1. 果汁の量を求める  
 $500 \times 0.2 = 100$
2. 等分したときの全体と部分の量をあらわす。全体250で果汁は50になる
3. 半分になった時の果汁割合は  $50 \div 250 = 0.2$  (果汁割合は変わらない)



気持ちよく 安心して 働けていますか？  
**JTU-カフェ&電話相談会**

順調に  
スタートできる  
ために

**Open**→ 8月22日(木)18:30~20:00

@ 日教組香川事務所(高松市中野町15-24 佐藤ビル1F)

毎月1回【JTU-カフェ】をOpenしています！

飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。

組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代500円いただきます。

引き続き電話・FAXでのご相談も引き続き承ります。

**TEL:0120-27-5925 FAX:087-802-1642**

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になること  
 など、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床  
 心理士が対応させていただきます。



# 総合共済

月掛金**900円**

契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

たとえばこんなとき、自転車で他人にケガを負わせてしまったら？

日常生活で

「個人賠償責任補償」が  
あなたとご家族を守ります

お子さまが  
通学中に

「教職員賠償責任補償」が  
あなたを守ります

家庭訪問  
中に

総合共済は  
「自転車保険」としても  
ご利用いただけます！

総合共済なら、日常の賠償事故も  
業務中の賠償事故も  
最高3,000万円まで補償！

それ以外にも  
役立つ補償が10種類  
ついています！

※総合共済は、教職員共済の「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の「傷害総合保険」「業務過誤賠償責任保険」を組み合わせたものです。  
 ※この広告は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

承19-企-25(1910) SJNK19-08956(2019.11.01)

資料請求はこちらから  
スマホからもカンタンです！



教職員共済

検索

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育会館  
 電話0120-27-8140 FAX0800-200-2207



# 2024学校現場の働き方改革に関する意識調査(Web調査)へのご協力を！

学校の働き方改革について、中教審「審議のまとめ」や「骨太方針2024」で示されましたが、学校の長時間労働の是正には不十分です。また、「審議のまとめ」では、「業務の持ち帰りは行わないことが原則」や「時間外勤務は命じない」とされており、現場実態を顧みないものとなっています。

実感できる学校の働き方改革には、業務削減・定数改善による長時間労働の是正をすすめ、だれもが安心して働き続けられる勤務環境整備が極めて重要です。また、職場全体での36協定の締結・遵守についても、引き続きとりくむ必要があります。

日教組が、2018年から行っている本調査は、持ち帰り業務の時間や実際に取得できた休憩時間をもとにした勤務時間の経年変化の把握と、時宜により課題となる内容を設定しています。今年度は「授業準備に必要な時間数」と「休日部活動の地域移行後の対応（昨年からの継続）」の調査を行います。昨年は、5,809人にご協力いただきましたが、今年度はこれまでの最高値11,000を超える調査数となるようご協力をお願いいたします。

アンケート結果は、「学校現場の実態」として社会に発信するとともに、今後の国会対応をはじめ、文科省や教育委員会との交渉・協議に活用します。

## Web・スマートフォンでの回答方法

URL : <https://rcky.org/c/index.php/885467?lang=ja>

\* 上記のURLまたは右の2次元コードからアンケートに入れます。

\* 設問は22問で回答所要時間は10分程度です。

(回答内容によって、不要な設問は省かれます。)

\* 個人名・学校名が特定されることはありません。

\* 調査は労働調査協議会に業務委託しています。

\* フルタイム勤務の方を対象にしています。



日教組2024働き方調査

期日 7月12日(金) 12:00～8月31日(土)

その他 結果(速報値)については12月ごろに公表します。

**勤務実態を明らかにし、  
働き方改革をさらに進めよう！**